

スタッフ弁護士の 連携活動における倫理問題

早稲田大学大学院法務研究科准教授 石田 京子

I 問題の所在

平成18年に綜合法律支援法に基づき設立された日本司法支援センター（以下、法テラス）では、常勤の弁護士（以下、スタッフ弁護士）が各地の法テラス法律事務所で勤務し、市民の様々な法律問題の支援を行っている¹。法テラスは地方公共団体や高齢者および障がい者支援団体等との連携を確保し、総合的な法律支援体制を強化することが法律上求められているが（綜合法律支援法第7条）、実際、スタッフ弁護士が地方自治体関係者や医療福祉関係者と連携関係を築きながら依頼者の支援にあたること（以下、「連携活動」と呼ぶ）により、法律専門家や法律サービスに自分からアクセスすることが困難な高齢者、障がい者、DV 被害者等に有効な支援活動を提供していることが既に報告されている²。

もっとも、このような連携活動は、比較的新しい形態の弁護活動であることから³、その倫理問題に関する検討は必ずしも十分に行われていない。2004年に日本弁護士連合会の会規として制定された弁護士職務基本規程（以下、「規程」と呼ぶ）は、スタッフ弁護士にも当然に適用されるが、スタッフ弁護士の連携活動への規程の具体的適用に関する議論は、少なくとも公表されている資料としてはほとんど蓄積されていない。そこで、以下ではスタッフ弁護士との連携活動の特徴を踏まえた上で、連携活動における主要な倫理問題について検討を行う。

なお、本稿は、日弁連法務研究財団の支援を受けた財団研究第101号「法テラスのスタッフ弁護士による関係機関との連携及びこれらを活用した紛争の総合的解決と予防に関する検証調査」（主任：濱野亮立教大学教授）における研究活動において、筆者が得た知見を基礎としている⁴。以下で挙げる具体例も、上記の研究活動の中で実際の連携ケースとして検討対象となったものを抽象化・簡略化したものである。

Ⅱ 連携活動の特徴

スタッフ弁護士の連携活動は、その連携先機関、依頼者、事件の内容によって様々であり、これを一括りにすることは乱暴との誹りも免れないかもしれない⁵。しかし、弁護士倫理の検討を前提としてその主要な特徴をあえて捉えるならば、以下の3つの点が挙げられる。第一に、連携先である弁護士資格を有しない他の資格者や地方自治体職員の活動が、スタッフ弁護士の活動およびその結果にも大きな影響を与える、もしくは与える可能性がある。一般の法律事務所の弁護士も、時として他の資格者等と協働して事件の処理にあたることはあり得るが、その時間的継続性および連携先との関係において、スタッフ弁護士の連携活動とは異なっている。例えば、地域包括センターの職員が端緒となり、消費者被害、親族からの経済的搾取、劣悪な生活環境といった複数の問題を抱える高齢者の事件をスタッフ弁護士が受任したとしよう。成年後見人への就任を含む法的な問題についてはスタッフ弁護士が担当し、生活支援はケアマネジャーが行い、高齢者施設入居のためには地方自治体職員と連携を図りながら依頼者の支援にあたったとする。このようなケースでは、連携先との関係は受任の端緒から、場合によっては依頼者が死亡するまで、長期に渡って継続する⁶。また、連携の目的は必ずしも依頼者の「法的」問題の解決に留まらず、依頼者の生活そのものの改善である⁷。このため、連携先との関係では、スタッフ弁護士はあえて主導権を握ることはせず、「フラットな関係」を築くことがより効果的な連携活動に資するという⁸。結果として、一般の弁護士が他の資格者等と協働で事件処理を行うときよりも、連携先がより強い主導権を持って依頼者の生活全般の改善に取り組むなど、結果として弁護士の活動に対する連携先の活動の影響が大きくなる可能性がある。

第二の特徴として、連携活動を伴う事件では、依頼者自身がその法的ニーズに気づき難い状態に置かれているか、気づいていても自ら法律事務所を訪

ねることが難しい状態にある。それ故、依頼者以外の「誰か」が依頼者のニーズに気づかなければ、当該依頼者の救済は困難となる。弁護士自身が法律事務所の外に出向いて法的支援を実施する（アウトリーチ）必要性や、依頼者の自宅に出向いた連携先が受任の端緒となる理由は、このためである⁹。例えば、寝たきりで認知症の独居高齢者が経済的搾取や消費者被害に遭っている場合、本人は自分の経済的利益に重大な侵害が発生していることすら認識していない場合が多い。また、仮にそのことを認識していたとしても、自ら法律事務所に出向くことはほぼ不可能である。このような当事者をより多く救済するためには、各連携先と密接かつ継続的な関係が維持されることが求められる。法テラス地方事務所が、高齢者や障がい者への対応を専門とする地方自治体の部門や福祉事務所等と電話でホットラインを引いたり、スタッフ弁護士が定期的にこれらの連携先に出向いて積極的に連携関係の維持に努めたりするのは、このようなニーズの掘り起こしに資するためである¹⁰。

第三に、連携活動の対象となる事件では、依頼者の多くが高齢者であったり、知的障がいを抱えていたりしており、しばしば依頼者との意思疎通に困難を伴う。そのような状況では、通常のインフォームド・コンセントのように、十分な説明をした上で依頼者の承諾を得たり、依頼者が優先したいと考える利益が何であるのかを依頼者自身に判断してもらうことは極めて難しい。すなわち、連携活動として複数の関係者が依頼者に接する中で、誰がどのようにして依頼者の意思を判断するのかという問題が、事件の受任から終了までの間、継続して発生している¹¹。

以上のように、スタッフ弁護士の連携活動は、一般的な民事弁護活動ではあまり問題とならない特徴を有している。このため、スタッフ弁護士は、一般の法律事務所に勤務する弁護士が経験しないような倫理的ジレンマに直面する場合がある。例えば、事件処理の過程において、連携先と採るべき対応について意見が対立した場合には、どのように対応すべきか。依頼者がスタッフ弁護士に開示した情報について、連携活動に資するという理由で、連

携先と共有することは許されるのか。依頼者の利益と連携先との利益が対立した場合には、スタッフ弁護士はどのような行動を取るべきか。以下では、弁護士のコアヴァリューと呼ばれる弁護士の独立、守秘義務、利益相反の3つの基本倫理に着眼して、スタッフ弁護士の連携活動における倫理問題を具体的に検討する。

Ⅲ 基本的な倫理問題をどのように考えるか

大前提として、スタッフ弁護士も日本弁護士連合会および単位弁護士会に登録する「弁護士」であるから、規程を中心とする弁護士倫理の規律に服する。弁護士のコアヴァリューと呼ばれる、弁護士の独立（規程第2条、第20条）、守秘義務（弁護士法第23条、規程第23条）、利益相反（弁護士法第25条、規程第27条、第28条）の規律は、スタッフ弁護士にも当然に及ぶものであるが、上に述べた特徴を有する連携活動については、日弁連による規程の解説においても十分な指針は示されていない¹²。連携活動において生じうる倫理問題について、どのように考えるべきだろうか。

1 弁護士の独立（規程第2条）

弁護士はその職務を行うにあたり、専門職として高度に独立した判断が求められる。単なる私権の擁護のみならず、社会正義の実現（弁護士法第1条）という使命を負っている弁護士は、国家権力からも、依頼者からも、そして第三者からも独立して職務を行わなければならない¹³。総合法律支援法第33条はこの趣旨を踏まえ、法テラスの業務を行う弁護士が独立して職務を行うことを規定しており、スタッフ弁護士は具体的な職務活動について法テラスの指揮命令を受けないこととされている¹⁴。

したがってスタッフ弁護士は、国家権力からの独立はもちろん、連携して依頼者の支援活動にあたるとはいえ、第三者である連携先との関係においても、法律専門職として独立を保ち、採るべき方針を自ら判断しなければなら

ない。とはいえ、採るべき方針について連携先と意見が対立した場合に、その対立を解決せずにスタッフ弁護士が自ら正しいと考える方針を一方的に行動に移しても、連携ケースの事件処理としてはうまくいかないであろう。例えば、スタッフ弁護士が連携先に対し、依頼者のためにある行動を取って欲しいと考えているが、連携先としてはその行動は取るべきでないと考えている場合、スタッフ弁護士がその行動を取るよう連携先に強引に求めても、円滑な事件処理にはつながらない¹⁵。連携活動においては、いわばチームとして依頼者の救済を行うが、その構造は、弁護士の独立した判断の下に残りのチーム構成員が従うというものではない。

法律専門職として、弁護士は法の解釈や適用など、法的問題については自ら独立して判断すべきであるが、これを行動に移す際には、自らの意見と異なる考えを有する連携先のある場合には特に、十分な内部での協議と合意形成が必要であろう。また、法的問題についても、その判断には事実の把握や評価が不可欠となるのであり、この過程でも連携者の意見を傾聴すべき場合が多い。例えば、DV 被害者にシェルターを提供している女性支援団体と連携し、DV 被害を受けた女性の離婚事件を受任した場合を考えてみよう。離婚の準備のためには被害者からの聞き取りが不可欠となるが、心身に深刻なダメージを受けている依頼者から今現在それが可能かどうかについては、精神的なケアをしている支援団体職員の意見を聞いた上で判断した方がより適切な行動が選択できる場合もあろう。つまり、実際に法律事務の処理を進めるにあたって、連携先の意見の傾聴や、連携先との協働が依頼者の最善の結果に資することが実際の連携活動では少なくないのであり、これらの行動は、法律専門職としての法的判断をスタッフ弁護士が自らの責任で下している限りは、独立性を害する行為とはいえない。

仮にスタッフ弁護士の考える事件処理の方針について、連携先が反対したとしよう。そのような場合には、ケース会議等において、スタッフ弁護士が正しいと考える方針について各連携先に明確に伝え、弁護士としてなぜそれが正しいと考えるのか、可能な限り分かりやすく説明し、理解を求めるコ

コミュニケーションが求められる。当然のことながら、スタッフ弁護士は連携先の「いいなり」になってはならず、弁護士として常に依頼者の正当な利益を保護するために活動すべきであるが（規程第21条）、事件処理においては、対応にあたる連携先関係者全員が納得できる方針を見いだせるように努めるべきである。

2 守秘義務

規程第23条は、依頼者の秘密の保持義務を定めている。弁護士法第23条もまた、職務上知りえた秘密の保持を義務付けている。現時点では、守秘義務の範囲につき弁護士法と規程の規定が異なっており、議論のあるところであるが、ここでは深く立ち入らずに「依頼者の秘密」の連携先への開示の是非について以下検討する¹⁶。

守秘義務は、弁護士が依頼者から十分な情報の開示を受け、これにより適切な法律事務を行うために弁護士自らに課した義務であり、弁護士の基本倫理である¹⁷。もっとも、弁護士の守秘義務も正当な理由があれば解除されると解されており、具体的には、依頼者の承諾のある場合、公共の利益のために必要のある場合、弁護士の自己防衛の必要のある場合については、依頼者について職務上知り得た情報を開示しても守秘義務違反とはならないと解されている¹⁸。

それでは、連携活動において連携先と情報を共有することは、どのような条件のもとであれば許されるだろうか。例えば、先に述べたDV被害女性の離婚事件でより複雑な連携活動が行われている場合を考えてみよう。依頼者である女性は、DV被害により精神的に不安定な状態にあり、この治療は精神科医が担当しているとする。また、女性支援団体のシェルターに身を寄せる女性の生活再建については、地方自治体の職員が支援している。配偶者からさらなる危害が加えられることがないよう、地元の警察も防犯上の見守りを担当している。離婚事件を受任しているスタッフ弁護士としては、依頼者が離婚裁判に精神的に耐えられるかについては精神科医の見解を聞き、依頼

者の生活再建支援については地方自治体職員と連携し、万一依頼者の身に危険が生じた場合には警察に連絡することを念頭に置きつつ、離婚事件の処理を進めている。このような連携活動においては、各連携先とスタッフ弁護士との間の十分なコミュニケーションは円滑な支援活動のために不可欠となる。しかしながら、依頼者から開示された情報の中には、依頼者が他の連携先には開示して欲しくないと考えるものも含まれているかもしれない。連携先とのコミュニケーションと弁護士の守秘義務との関係をどのように解するべきか。

まず、連携先の諸機関や担当者を共同受任している弁護士や同一法律事務所内の事務員のように位置付け、これを根拠に全面的な情報の共有が認められると考えることは難しい。共同受任している弁護士であれば、同一の行為規範に服し、同じ水準の守秘義務を負うが¹⁹、連携先は弁護士でない限りは弁護士倫理に服するものではなく、各職業上の規律として守秘義務を負っていたとしても、その解除の理由など、守秘義務の具体的内容が弁護士倫理と同一であるとは限らない²⁰。また、法律事務所内の事務員であれば、弁護士自らが監督義務を負う立場であることを理由に（規程第19条）、守秘義務を遵守させることが理論的には可能になるが、弁護士は連携先に対しそのような監督義務を負うものではない。

従って、チームとして依頼者の救済にあたるとはいえ、依頼者の承諾のない限り、依頼者の秘密を連携先と共有することは許されない。そして、この承諾は、依頼者が連携者間での情報の共有について十分な説明を受けた上での承諾（インフォームド・コンセント）であることを要する²¹。連携活動による事件処理を行うにあたって、スタッフ弁護士は依頼者に対して、連携先とどのようにして問題の解決にあたり、具体的にどのような情報の共有をするのか、分かりやすく説明をし、このことに承諾を得る必要がある。もっとも、承諾は必ずしも明示のものに限られず、依頼者の名誉・信用を守るために必要であり依頼者の承諾が推定されるときは承諾があったと同視してよいとされる²²。依頼者が、弁護士が連携先と協働して事件処理を行うことにつき承諾をしていれば、依頼者の権利保護のために緊急性を要する場合につい

ては、依頼者から明示の承諾を得ていなかった事項についても、黙示の承諾があったと考えて連携先と情報を共有することは認められるであろう。ただし、この場合であっても、依頼者があえて弁護士のみに開示したと推定される情報や、特定の連携機関への開示を望まないことが推定される情報については、依頼者の明示の承諾なしに開示すべきではない。依頼者と弁護士との信頼関係を危険に晒す情報の開示は、連携機関に対してとはいえ、厳に慎むべきである。弁護士が連携機関との共有が必要と考える依頼者の情報については、原則として開示の前に依頼者に承諾を得なければならない。

それでは、依頼者の承諾の意思確認が困難な場合について、どのように考えるべきか。スタッフ弁護士の扱う事件では、精神疾患や認知症を患う依頼者など、通常のインフォームド・コンセントが困難な依頼者の事件処理においてこそ、しばしば連携活動が有効な手段と成り得るのであり、そのような連携活動では円滑なコミュニケーションの前提として、連携先との十分な情報の共有が求められる。規程では、依頼者が意思の表明を十分にできない場合であっても、適切な方法を講じて依頼者の意思の確認に努めるべきことが定められている（規程第22条）。弁護士としては、事件の委任の趣旨のみならず、事件処理の方法についても依頼者の意思の確認に努め、依頼者が情報の共有も含めて連携活動による事件処理を承諾しているか、常に慎重に判断すべきであろう²³。

3 利益相反（規程第27条、第28条）

弁護士は、依頼者の利益が相反する一定の種類の事件について、受任が禁じられている（規程第27条、第28条）。この規律の趣旨は、①当事者の利益の保護、②弁護士の職務執行の公正の確保、そして③弁護士の品位と信用の確保にあると説明される²⁴。弁護士はその職務において本質的に党派的でなければならず、仮に相手方の事情を知ってしまったとして、その守秘義務を遵守しつつ、誰からも公正さを怪しまれること無く、その依頼者のために誠実義務を果たすことは極めて困難である。その意味で、利益相反の規律は弁

護士の中核的な義務である。そしてこの規律は、職務基本規程の規律において、同一の事務所に所属する弁護士にも波及する（規程第57条）。すなわち、一人のスタッフ弁護士にある事件を受任してはならない理由が存在する場合、同一事務所内のスタッフ弁護士全員が、原則として当該事件を受任してはならない²⁵。

一見、連携活動それ自体と、利益相反の規律は無関係のようにも見える。何故なら、スタッフ弁護士が連携活動において受任しているのは依頼者の事件であり、その枠組みにおいて連携先は弁護士が法律事務を提供する対象ではないからである。また、個別の連携活動の中で依頼者と連携先の利益衝突が生じた場合には、スタッフ弁護士の責務を考えれば、当然に当事者の利益を優先すべきであり、そのための連携関係の解消もやむを得ないのであり、少なくともこの点については理論的にはさほど悩ましい問題とはいえない。

より問題とすべきは、規程第28条が、「継続的な法律事務の提供を約している者」を相手方とする事件の受任を原則として禁じていることと（規程第28条3号）、スタッフ弁護士が地方自治体等に出向いて行う継続的な連携活動との関係をどのように考えるかである。既に述べたように、スタッフ弁護士が潜在的な法的ニーズを掘り起こそうとすればするほど、連携先との関係は継続的・構造的なものとならざるを得ない。その形態いかんによっては、連携先が「継続的な法律事務の提供を約している者」の実態や外観を有してしまうことはないだろうか。

例えば、個別の事件の連携活動ではなく、法的ニーズ掘り起こしやアクセス促進のための連携活動の一環として、スタッフ弁護士が地方自治体の高齢者案件を扱う部署に定期的に出張し、その場で職員から個別の高齢者の問題について相談を受ける仕組みを構築したとする。この仕組みの目的は、あくまでも高齢者の法的ニーズの掘り起こしであり、必要な場合に法律事務を提供する対象も高齢者であり、弁護士が出張に出向く地方自治体それ自体ではない。当然のことながら、スタッフ弁護士と当該地方自治体との間には顧問契約も存在しない。しかし、地方自治体の職員の中には、自らの事務処理を

円滑に行うために、日頃問題となっている事柄について法的助言を求める人もいるかもしれない。また、この枠組みにおける弁護士の出張を、外観から判断して「スタッフ弁護士による地方自治体への法律相談」と捉える人もいるかもしれない。仮にそのような状況の継続が、スタッフ弁護士を当該地方自治体に「継続的な法律事務の提供を約している者」にすると解するならば、当該スタッフ弁護士はもちろん、同一事務所に所属するスタッフ弁護士全員が、当該地方自治体を相手方とした事件（例えば、生活保護受給の申請却下に対する審査請求など）を原則として受任できないことになる²⁶。

日弁連による規程第28条2号の解説では、「継続的な法律事務の提供を約している者」とは主として顧問契約を締結している場合を指すがこれには限られず、嘱託として継続的に法律事務の提供をしている場合や企業不祥事の調査委員会の委員として法律事務を提供する場合も含むとしている²⁷。スタッフ弁護士は上記のような活動において、地方自治体から報酬を得るわけではないが、利益相反の規律の趣旨を鑑みると、継続的な地方自治体への法律相談と周囲が捉えるような実態を創り出してしまった場合、それでもなお当該地方自治体を相手方とした事件を受任することは、仮に現実的な不利益を両当事者に与えないとしても、外部から職務の公正に疑念を抱かせ、弁護士の信頼を損なわせてしまう恐れがある。

このことは、スタッフ弁護士の連携活動における深刻なジレンマを意味する。すなわち、より効果的な司法アクセス促進のために講じる手段が、かえってスタッフ弁護士による市民からの事件の受任を阻む結果、すなわち、アクセス阻害要因になるかもしれないのである。このような事態を回避するためにはどのような施策を講じておくべきか。結局のところ、スタッフ弁護士が連携先に対し「継続的な法律事務の提供を約している者」とならないよう、連携先の機関に対しスタッフ弁護士の役割と立ち位置を明確に示し、これを実践することに尽きる。すなわち、継続的な連携活動を行う諸機関に対しては、これを開始するにあたり、その目的が専ら市民の法的ニーズの掘り起こしや法的救済にあり、連携機関への法律事務の提供ではないことを文書

等で明確にした上で、このことを機関職員にも周知徹底させなければならない。加えて、連携機関や職員のための法律相談は受けない姿勢を明確に打ち出す必要がある。継続的に機関に出張していれば、信頼関係のできた職員から様々なことを打ち明けられる可能性は想像に難くないが、スタッフ弁護士がその場に出張している目的と役割を考えるならば、機関や職員の相談を受けることが市民からの事件の受任を阻む危険のあることを職員にも説明し理解を求めなければならない。また、可能な限り、地方自治体への法律相談とならないような外観を作る工夫も必要であろう²⁸。そして何より、そのような実践をより容易にするのは、連携先の機関に独自の顧問弁護士や組織内弁護士がおり、その存在が機関や職員にとって容易に利用しやすい存在であることである。このことについてスタッフ弁護士が現実には限られているが、連携機関に対し、自分ではなく他の弁護士の利用を積極的に進めることはできよう。

IV まとめ

法テラススタッフ弁護士の連携活動は、法的ニーズの存在にすら気づかない当事者に手を差し伸べ、包括的な救済を与える取り組みであり、法テラス設立の理念である普く日本全国における司法アクセスの促進に叶う重要な活動である。もっともその活動は平均的な弁護士の活動とは異なる特徴を具備しており、その特徴を踏まえた上で連携活動特有の倫理問題の克服を検討する作業は未だ不十分である。本稿においては、弁護士のコアヴァリューと呼ばれる弁護士の独立、守秘義務、利益相反というごく基本的な3つの規律について、具体的連携活動の中で生じうる問題を論じた。倫理問題の顕在化を防ぎ有効な弁護活動を行うためには、スタッフ弁護士には弁護士としての倫理的規律の理解を前提として、高度の想像力、判断力、コミュニケーション能力が求められる。

スタッフ弁護士の連携活動において生じうる倫理問題は決して上に述べた

基本的な問題に限られるものではない。より多面的かつ複合的な倫理問題のさらなる検討は、今後の課題としたい。

【注】

- 1 法テラススタッフ弁護士の活動全般については、『自由と正義』第60巻9号（2009年）以降、「スタッフ弁護士奮闘記」として隔月でリレーエッセイが掲載されている。
- 2 スタッフ弁護士による連携活動については、太田晃弘・長谷川佳予子・吉岡すずか「常勤弁護士と関係機関との連携 司法ソーシャルワークの可能性」総合法律支援論叢第1号（2012年）104-145頁、吉岡すずか「法的支援ネットワークにおける人的依存の克服」総合法律支援論叢第5号（2014年）124頁参照。また、連携に関する法社会学的検討として、佐藤岩夫「地域の法律問題と相談者ネットワークー岩手県釜石市の調査結果からー」社会科学研究59巻3・4号（2009年）、109-145頁、太田・長谷川・吉岡前掲122-125頁（吉岡執筆）参照。
- 3 連携活動は、近年、一般の弁護士においても活発に展開されつつあり、時にはスタッフ弁護士と一般の弁護士が協同してこのような活動を行っている。その意味では、本稿の考察は必ずしもスタッフ弁護士のみを対象としたものではなく、連携活動を行う弁護士全般に該当する所もある。
- 4 本研究活動については、濱野亮「法テラス東京法律事務所における地域連携パイロット部門」総合法律支援論叢第5号（2014年）101-122頁参照。本稿の執筆にあたり研究会および個別のヒアリングでは研究会メンバーより貴重な助言を頂いた。厚く御礼申し上げる。
- 5 吉岡すずか氏は、「連携は、異業種間で目指される支援の内容とその方向性によって多様なバリエーションをもちうるものである」と述べる。太田・長谷川・吉岡前掲注2、123頁（吉岡執筆）参照。
- 6 研究会において検討したケースの中には、仮に事件として終了したとしても、公式、非公式な形で依頼者を継続的に複数の連携機関で見守っているものが少なからずあった。
- 7 司法ソーシャルワークという言葉が用いられるのも、このような理由からであると考え。司法ソーシャルワークについては、太田晃弘弁護士による法学セミナーでの連載（699号（2013年）～721号（2015年）隔月連載計12回）でその実践が語られている。
- 8 2015年5月7日に首都大学東京で行われた日本法社会学会学術大会のミニシンポジウム「法テラスによる地域連携ネットワーク」においてコメンテーターを務めた太田晃弘弁護士は、連携先との関係において、あえて弁護士が主導権を取らないことが円滑で総合的な依頼者の支援に資するとの見解を述べている。
- 9 スタッフ弁護士のアウトリーチ活動（法律事務所の外に自ら出向いて法的支援を行う活動）については、谷口太規「公益弁護士論ー法と社会のフィールドワーク」（第2回）

法学セミナー666号（2010年）46－49頁参照。

- 10 2012年11月の法テラス東京の広報誌で、法テラス東京事務所が葛飾区のケースワーカーとホットラインを設立したことが都内初のケースとして紹介されている。法テラス 東京 News Letter Vol.5（2012）。<http://www.houterasu.or.jp/cont/100511667.pdf>（2015年6月1日）。
- 11 このような状況の中で、何が依頼者の意思であるかを判断する過程を論じたものとして、太田「現代司法ソーシャルワーク論〔第5回〕 ソーシャルワークとは④見えない真意に一步でも近づく」法学セミナー707号（2013年）31－34頁がある。
- 12 日本弁護士連合会弁護士倫理委員会編著『解説弁護士職務基本規程第2版』（2012年）（以下、「日弁連規程解説第2版」と呼ぶ）。
- 13 規程の解説では、規程第2条の定める「自由と独立」には、①権力からの自由と独立、②依頼者からの自由と独立、③他の弁護士との関係からの自由と独立の3要素が含まれるとしている。日弁連規程解説第2版4頁。しかし、弁護士は他の弁護士だけではなく、事件処理において関係する依頼者以外の第三者全般から独立して職務を行うべきである。そこで、3つ目の要素を「第三者からの独立」と表現した。同趣旨として、永石一郎「弁護士の独立性・廉潔性・品位保持」日本法律家協会編・法曹倫理（2015年）58－64頁。
- 14 この規定は、総合法律支援法の制定時に、国庫による弁護士の雇用が独立性との関係で問題となったために規定されたものである。その意味では、この条文上の独立とは、特に国家権力からの独立を意識したものであると考えられる。古口章『総合法律支援法・法曹養成関連法』（2005年）27頁、39頁。
- 15 筆者が研究会内部でヒアリングを行った事例として、依頼者の同居人の所有物の処理に関連して、スタッフ弁護士はその処理も依頼者のものと同じように連携先に対応して欲しいと考えたが、連携先では見解が異なったというものがあった。
- 16 弁護士法第23条が「職務上知り得た秘密」を漏らしてはならないとするのに対して、規程第23条は「依頼者について職務上知り得た秘密」を漏らしてはならないと規定する。この規定の違いから、弁護士の守秘義務の対象は依頼者の秘密であるとする限定説と、弁護士法の文言通り、依頼者の秘密に限らず広く弁護士が職務上知り得た秘密であるとする非限定説がある。森際康友編・法層の倫理（第2版）「第3章守秘義務」（尾関栄作・松本篤周執筆）45－50頁、塚原英治「弁護士の守秘義務（法曹倫理研究会研究報告4）」NBL 956号100－104頁参照。
- 17 日本法律家協会編『法曹倫理』（2015年）「弁護士の守秘義務」（柏木俊彦執筆）108－109頁、日弁連規程解説第2版49頁、及び森際・前掲注16・39－40頁参照。
- 18 前掲注11、日弁連規程解説第2版56頁以下。
- 19 ただしそれでもなお、一人の弁護士に対して依頼者が特別に打ち明けた秘密について、他の共同受任している弁護士と当然に共有して良いことにはならないであろう。
- 20 公務員の守秘義務については、佐藤英善「公務員の守秘義務論」早稲田法学63巻3号

(1988年) 1-62頁参照。

21 前掲注11日弁連規程解説第2版55頁。

22 日本弁護士連合会弁護士倫理に関する委員会編『注釈弁護士倫理』[補訂版](1996年)(以下、「注釈弁護士倫理」と呼ぶ) 91頁。

23 前掲注10の太田論文では、スタッフ弁護士を含めた連携チームが認知症の依頼者の意思を探る状況が述べられている。優秀な福祉関係者ほど、自分たちの方針が依頼者の真意に沿っているかを常に問い直す姿勢があるという。

24 前掲注11、日弁連規程解説第2版66頁。

25 規程第57条の但し書きでは、職務の公正を保ちうる事由のある場合にはこの限りでないとされる。公正さを保ちうる事由とは、利益相反の規律に照らして、なお弁護士の職務に対する信頼感を損ねるおそれがなく、弁護士の職務執行の公正さを疑われるおそれがないと判断される特別の事由を意味するとされ、そのような事由の存在については個別具体的に判断すべきとされる。前掲注11、日弁連規程解説第2版142-143頁。

26 規程第28条の但し書きに従えば、地方自治体と事件の依頼者の両者から同意が得られれば、受任することができる。また、関連する利益相反の問題として、ある弁護士が国家賠償請求被告事件で国の代理人を務めている場合に、共同事務所に所属する別の弁護士が国を相手方とする他の事件を受任するのは原則として差し支えないとする説がある。前掲注21、注釈弁護士倫理132頁。ただし、国に比べてはるかに小規模な地方自治体においても、このような考え方が妥当するか否かは、やはり個別具体的な検討が必要であろう。

27 前掲注11、日弁連規程解説第2版78頁。

28 具体的な施策の考案は現場のスタッフ弁護士に委ねたいが、職員のための法律相談ではないことが明らかになるような机上のプレートの使用やネームホルダーの着用があるだろうか。